市民文教委員会会議録

平成22年2月5日(金)

(開会) 9:58

(閉 会)11:53

委員長

ただいまから市民文教委員会を開会いたします。「請願第17号 2010年度の年金確保に関する請願」を議題といたします。おはかりいたします。本件を審査するにあたり、紹介議員として楡井莞爾議員に出席を求め、説明を受けたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって紹介議員に出席を求め、説明を受けることに決定いたしました。紹介議員さんは紹介議員席にお着きください。

(紹介議員着席)

それでは、本請願について、紹介議員の説明を求めます。

榆井議員

ただいま議題になりました「請願第17号 2010年度の年金確保に関する請願」について、趣旨説明をさせていただきます。この近年、公的年金の控除の縮減さらには老齢者控除の廃止、低所得者、高齢者の住民税非課税措置の廃止などによって所得税、住民税それから国保税などの負担が大きくふえておりますし、加えて医療費、それから介護保険料の上昇もあり高齢者、年金生活者の暮らしが大変厳しくなっております。2008年は投機マネーなどによって原油や穀物の異常な価格上昇もありましたが、2009年度の年金はそれにも関わらず、据え置きとなりました。2009年半ばから、消費者物価指数の低下が伝えられており、それを理由に2010年度の年金が減額されるんではないかという懸念が広がっております。そうなりますと高齢者の皆さんの暮らしは一層圧迫されるということになりますし、円高とデフレ対策、景気対策に懸命な政府にとっても内需を冷え込ませることになり、景気対策に逆行するということになるのではないかと思うわけであります。また、年金所得の減少は地域経済にとっても大きな痛手になるんではないかと思うんです。高齢者、年金生活者の暮らしと地域経済を守り、日本経済の景気を立て直す、回復する、これの一助になるということを考えれば、2010年度の年金の減額を何としても回避していただきたいというふうに思うわけであります。

懸命なるご審議をいただき、請願の採択をお願いいたしたいと思います。なお意見書案につきましては、別紙、嘉麻市議会で昨年採択されましたものを参考にと思い、お手元にお届けさせていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

委員長

説明が終わりましたので、紹介議員に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

永霞委員

紹介議員にちょっとお尋ねいたしますが、この文章の中で、下から1、2、3、4、5、6行目ですか。ここの項で、いわゆる、この年金改定の基礎となる消費者物価指数について述べられております。ここで消費者物価指数は不当に低く表示されているというふうに書かれてあるんですね。何をもって不当に低く表示してあるのかを具体的にご説明いただけませんでしょうか。

楡井議員

意見書案といいますか、嘉麻市議会で採択をされたほうの文書の中に、ちょうど真ん中あたりに、消費者物価指数は不当に低く表示されていますということになっておりますけれども、その次のあたりから、エコ絡みで優遇されている大型テレビやIT機器、それから乗用車などの低価格、こういうのが反映しているわけであります。こういうものが反映させられているんですけれども、実際生活にかかわる穀物だとか原油だとかそういうものについてはあまり下が

らないというような関係で実際の生活には、高齢者の生活には物価指数の低下というのがあまり影響ないということになるんじゃないかと思います。

永露委員

それと、その上のほうに確かに2009年度の年金ということで、2008年度が対象になるわけですけども、2008年度においていわゆる消費者物価指数というのが上がりました。上がったにもかかわらず結果的に据え置かれたんですけども、上げなくて据え置きされたんですけども、その中で政府はさまざまな理由をつけて2009年度の年金を据え置くこととしたというふうに書かれてあるんですね。現実的に据え置きはされたんですけど、その理由をさまざまな理由をつけてということでの表現がなされておりますけども、このさまざまな理由とは何を指すのでしょうか。

榆井議員

具体的な事例としては、ちょっと掌握しきっておりませんけれども、ちょっと具体的には掌握しきっておりません。

永露委員

この年金改定につきましては、過去のいわゆる、これ平成 12 年度、 13 年度、 14 年度におきまして、平成 12 年度においてはマイナスの 0.3、平成 13 年度おいてはマイナスの 0.7、平成 14 年度のおいてマイナス 1.7 という実質的な指数が出たんですけども、その分合わせて 1.7 %ですね。 3 年間で、 12 年、 13 年、 14 年度を合わせて 1.7 %、特例措置で据え置いたんです。実際には下げなきゃいけない。引き下げなければならないところを国民生活に対するものということで 1.7 %の特例措置で据え置きをしたんです。そのときに 1.7 %据え置くけれども、これは将来、例えば消費者物価指数の影響で上げなければならないときに、これと相殺をするという特例で据え置きしたんです、 3 年間。それで、その後もマイナスの分はあったけれども平成 15 年、 16 年、 17 年度、 18 年度までです。ずっとマイナスがあった、そのときはそれぞれ、その分だけ年金改定を行って下げたんです。年金を下げたんです。引き下げをしたんです。ところが 19 年度においてプラスの 1.7 %分がありますので改定を上げなかった、いわゆる改定をしなかった。 1.7 第一次の分がありますので改定を上げなかった、いわゆる改定をしなかった。 1.7 1年度においてプラス 1.4 が出たんですね、請願に中にも書いておりますように 1.4 があったんですけどもこれも改定しなかった。 1.7 1年度でやっと合わせて、 1.7 9年度分と合わせて 1.7 %の分が相殺できたんです。

本来ならばプラスのときには上げる、マイナスのときには下げるという原理原則があるんですけども、過去においての特例措置において1.7%の据え置きをしたのでこれがやっと21年度において相殺をされたという現状があるわけなんですね。ですからこれからは、例えばマイナスのときには当然下がるしプラスのときには上げるということが必然的に行われてくるんですけども、この点についてはいかがお考えでしょうか。

楡井議員

いろいろ数字のご指摘なんですけれども、2006年、小泉内閣の当時から、一番初めの説明の中でも言いましたように、年金の控除がやられておりますし、それから老年者控除、これが65万円、確かあったと思うんですけども、これが廃止されているというような状況があって、当然その収入も減るというようなことになって、増税感も深まっているという関係から生まれてきているんじゃないかなと、年金生活者の不況がですね、いう関係もありますからそっちのほうの点も、今ご指摘のあった点でいろいろ減らさないけなかった分を減らしていないということもあるでしょうけれども、実際の生活は金額的には今言いましたように大きく控除が減っている。その関係で増額になっているということもありますので、その点をご斟酌いただければというふうに思います。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

紹介議員に対する質疑を終結いたします。楡井議員さん、本日はお忙しいところ大変ありが とうございました。

(紹介議員退席)

次に、本件全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

暫時休憩します。

休 憩 10:10

再 開 10:25

委員会を再開します。

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「請願第17号 2010年度の年金確保に関する請願」について、採択することに賛成の委員は挙手願います。

(挙 手)

全会一致。よって、本件は採択すべきものと決定いたしました。

次に、「環境について」を議題といたします。「差額シールの販売について」及び「資源物搬入状況について」、執行部の説明を求めます。

環境施設課長

まず始めに、差額シールの販売状況についてご報告申し上げます。平成21年6月に指定ご み袋等の料金改定を致しましたが、その際、旧指定袋等の使用につきましては、大・中・小・ 粗大ごみ・事業系大用の各差額シールを添付の上、排出をしていただくこととしております。

この差額シールにつきましては、指定ごみ袋等の販売店におきまして販売してきました。当初、平成21年12月いっぱいで店頭販売を終了する予定でしたが、6月の料金改定から7ヶ月が経過し、各販売店における購入数が減ってきたことから、昨年11月に市民への旧ごみ袋等の所有状況調査を実施しましたところ、まだ旧ごみ袋等をお持ちの方が相当数あると思われますので、現在269店舗ある全販売店で平成22年3月末まで販売を延長することとし、さらに一部販売店においては最長9月まで延長することと致しました。

このことにつきましては、平成22年1月15日付の自治会回覧、市ホームページ及び販売店の店頭チラシとして掲載しておりますものを今お手元のほうに、『ごみ袋等の「差額シール」の販売店について』というものを配付しておりますが、差額シール全種類をそろえた上で、量販店を中心に66店舗に集約して差額シールの販売を継続いただくこととしました。

市役所本庁は売店で販売しておりますが、4月からは各支所の市民環境課でも販売をすることとしております。9月以降につきましては、差額シールの購入も大きく減ると思われることから、本庁・各支所のみの販売に縮小して当分の間販売する予定でございます。

りますが、穂波地区、筑穂地区につきましては、若干まだ回収率が少のうございますので今後、 重点的な啓発中で進めてまいりたいというふうに考えております。以上で報告を終ります。

委員長

説明が終わりましたので、ただ今の説明に対する質疑を含め、全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

おはかりいたします。本件は掘り下げた審査をするということで、継続審査といたしたいと 思います。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本件は継続審査とすることに決定いたしました。

次に、「学校教育について」を議題といたします。「小中学校再編整備等に関するアンケート 調査について」執行部の説明を求めます。

学校施設等再編整備対策室主幹

現在、実施しています飯塚市立小中学校再編整備等に関するアンケート調査についてご説明いたします。

ご説明いたします前に、本アンケートについてのご説明等は「公共施設等のあり方に関する調査特別委員会」で行っておりましたが、学校教育についての所管の委員会でありますので、 来週開催されます特別委員会に先立ってご説明させていただきますことをご了承願います。

まず、本日配布しています資料の確認でありますが、保護者、一般市民に配布しています「小中学校再編整備等に関するアンケート調査ご協力のお願い」、「飯塚市立小中学校再編整備等に関するアンケート」及び教職員向けの「小中学校再編整備等に関するアンケートのお願い」の三種類であります。

まず、アンケート調査の目的ですが、「公共施設等のあり方に関する第二次実施計画」において、一次計画でその存続を示した学校以外の再編整備につきまして、22年度中に決定するこことしていますので、昨年9月はじめに教育委員に事務局素案をお示しし、その後審議をいただいていましたが、その審議の過程で「教育委員会」としての案を決定するには、保護者、地域の方、学校現場の声を良く聞いてから決めたい旨の意見が出されましたので、必要な経費を12月補正予算に計上して、今月2月1日から調査を開始しています。その貴重なご意見を参考に素案策定に生かしていきたいと考えております

アンケート調査概要についてご説明いたします。先ほど、資料の説明で申し上げましたとおり、アンケートは保護者、一般市民向けと教職員向けの2種類を作成しています。内容につきましては、基本的には同じ内容としていますが、保護者、一般市民向けにつきましては、回答を選択方式とし、教職員向けにつきましては、記述式としております。

次に、調査対象者数につきましては、市内の私立、市立の保育所、幼稚園、小学校、中学校の全保護者約12,000名と無作為に抽出した一般市民の方約2,000名の方及び飯塚市立小中学校の教職員約700名の合計で約14,700名を対象としています。

次に調査期間でありますが、今月2月中としています。配布回収の方法につきましては、保護者、教職員は保育所、幼稚園、小中学校それぞれの学校等において、配布、回収をお願いしています。また、一般の市民の方につきましては、郵送により送付、返信をお願いいたしております。

次に、集計分析につきましては、委託先において、回収できたものから、集計し、3月末までに最終集計・分析し、その結果報告書の納品というスケジュールになっています。この結果についての市民の皆様方への公表は、スケジュールの関係で4月1日付の市報等には間に合いませんので、5月の市報及び市ホームページへの掲載を行なう予定としています。また、このアンケート結果につきましては、本委員会への報告は勿論のことでありますが、校区単位の説

明会などを実施する予定としています。

最後にアンケート質問内容につきまして、簡単にご説明いたします。大きな質問項目は全11問で、これに付随する質問を加えますと全34問の質問数となっています。また、最後に学校の再編整備等に対して自由に意見をいただく欄を設けています。保護者、一般市民向け用でその概要を説明いたします。アンケートをご覧ください。

1ページにつきましては、回答者についての基本的な項目についてお聞きしています。 2ページ以降につきましては、質問項目の前にそれぞれの質問項目に対応した事項の現状、メリット、デメリット及び教育委員会の基本的な考え方などをお示しし、各質問を選択方式で回答いただく形式としております。 2ページの問1で学校施設について、 3ページの問2で学校の再編整備について、 4ページからは再編整備の検討に必要な諸課題についてお聞きし、 5ページの問3で複式学級について、 6ページの問4で少人数学級について、 7ページ8ページの問5と問7で小規模な小中学校について、 7ページと9ページの問6と問8で小中学校それぞれの通学距離とその方法について、 10ページの問9においては、通学区域と自由選択制度について、 12ページの問10において、 小中一貫教育について、 13ページの問11において、学校施設の複合化、多機能化についてを質問しています。また最終14ページに先ほど説明いたしましたが、再編整備等について自由に意見を記入する欄を設けております。また、別冊で「小中学校再編整備等に関するアンケート調査ご協力のお願い」を配布していますが、これはアンケート協力のお願いと、アンケートを回答するうえで必要な資料を掲載しています。

以上、簡単ではありますが、現在実施していますアンケート調査についてのご報告といたします。

委員長

説明が終わりましたので、ただ今の説明に対する質疑を含め、全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

永露委員

今日初めて見せていただく、このアンケートについて、アンケートを調査をするということは知っておりましたけれども、今日、内容は初めて見せていただいて、この内容について、まだ十分に頭に理解できないんです。それで、この内容についてはちょっと、質問は控えますけれども、このアンケートをとる、まあ、とることはよしとしましょう。アンケートをとる目的は何ですか。

学校施設等再編整備対策室主幹

先ほど若干述べさせていただきましたけれども、公共施設等のあり方に関する第 1 次実施計画におきまして、小中学校につきましては現在地等に存続する学校と、今後それ以外の学校についての方向性を示しております。第一次実施計画におきましても、全体のアンケートを二度ほど実施しております。それは全体としてしておりますので、当然、学校のほうのご意見もかなりいただいておりますが、今回実施するのは、先ほど言いました第 2 次実施計画において再編を検討すべき学校を教育委員会内部でいろいろ検討しました結果、昨年来、昨年 9 月以降でございますが、教育委員会会議のほうで教育委員さんにいろいろご検討いただいたんですが、なかなか地元のご意見や学校現場の意見、保護者の意見等をよく、もっとよく聞きたいというお話しが出ましたので、そういうことから、新たに再編、整備を検討する学校についての市民の方、保護者の方、学校現場の方のご意見を重々お聞きした中で、貴重なご意見として今後、教育委員会で策定する素案に生かしていきたい、そういう目的で実施しております。

永露委員

今説明を聞きますと、このアンケートをとって、そして広く市民の意見等を取り入れたいということですが、結果ですね、アンケートの結果を、簡単に言えばアンケートの結果は最大限尊重するということでよろしいんですか。尊重するんですか。尊重しなければおかしいでしょ

う。尊重しないのなら、こんなものとる必要ないでしょう。そういう理解でよろしいですか。 学校施設等再編整備対策室主幹

先ほどから答弁いたしておりましたように、大変貴重なご意見ということで尊重はいたしますが、教育委員会の方針、教育委員さんの考え方などもございますし、市としてのまちづくりの方向性、その他諸々のものもございますので、アンケート調査のみで決定するとは考えておりません。

永露委員

現在でも、ある一定の方向付けが出されておりますね、市のほうでですね。要するに、それは変えないんでしょう。それを変えることはあるんですか、このアンケート調査の結果によって。ないでしょう。今までの方向性が出されております、具体的なものが出されておりますが、それを変えることはないんでしょう、例えばこの結果によって。いや、もう圧倒的に学校再編すべきじゃないという、仮にそういう方向付けがアンケートによって出された場合に、それをやりますか。やるんですか。あなた方の方向性を優先、重視するんでしょう。例えばそういう結果が出たにしても。ということをあなたは言ったんですよ、今。

学校施設等再編整備対策室主幹

公共施設等のあり方の1次実施計画で出した方向性というのは決定事項でございますので、 決定事項とは認識しております。ただし、個別の小中学校についての地域性の問題とか地元の 方のご意見などの聴取が不備であったこともありますので、基本的な方向性は変えませんけれ ども、その辺のところで教育委員会としても気付かなかった点などあるかもしれませんので、 あくまでも貴重な意見として第2次実施計画に反映してきいきたい、そういうふうに考えてお ります。

永露委員

だから、本来、例えばこういうアンケート調査をやる場合は、本来ならば全くの白紙の状態でとるべきなんですよ。そうじゃないと、このアンケートをとる意味が薄れてしまうでしょう。それで、あなた方はもう、ある一定の方向性を出して、それをあなたが「変えない」と言うんですよ。いや、そんなことない、これを変えてくれというアンケート調査が出た場合はどうするんですか。それも受け付けないんでしょう。何のためのアンケート調査ですか。

学校施設等再編整備対策室主幹

繰り返しの答弁で申し訳ありませんが、小学校においてもかなりの数の再編整備の結果、結論が出てないところでございますので、十分にアンケート結果の意見を尊重しながら、市としての考え、教育委員会としての考えを加えながら、二次計画に反映させていきたいと思っております。

永露委員

あなた方が出された結論、ある一定の結論がありますけれども、かなり具体的に、客観的に見てね、どことどこが合併するんだなとか、どこに統合されるとかいうことは、だいたいもう見えてくるじゃないですか。見えてるはずでしょう。ですから、存続させる学校はもうきちっと決まっておるでしょう。だから大規模改修を行ったんでしょう。そこは変わらないでしょう。その学校がどこかよそに行くこと、ありますか。ないんでしょう。だから、一定の基本的な方針はもう既に決まっているでしょう。それが、まあ、アンケートですからいろんな意見も出たくるでしょうけど、例えばそういう、今までやってきた、これからやろうとすることと違うアンケート調査が多数を占めても、もうそういうことはしないんでしょう。やれますか、やれないでしょう、物理的に。何億も、5億円も6億円もかけて、お金つぎ込んで大規模改修、耐震もやって、それがなくなることあり得ますか。ないんでしょう。あるなら言ってください。

学校施設等再編整備対策室主幹

子どもたちの安全安心を守るために、第一に耐震診断を実施した上で耐震補強工事を実施し

ているところでございます。その学校等については第一次計画で存続させることとしましたので、このアンケート結果で例えば廃校にしたらどうかという意見が多くても、そういうことはないということは言えます。

永露委員

先ほどアンケート調査の結果を尊重するかどうかという話をいたしました。で、あなたは、 尊重はしたい、しかし得意の、後でぱっと打ち消しましたね。しかし、行政の方針等と違う場合には尊重しないという理解でよろしいんですね。

学校施設等再編整備対策室主幹

先ほど、答弁が悪いのかもしれませんが、それだけでは決定しないということで答弁したつ もりでございます。

永露委員

それだけではしない、ですから、裏返して言えば、それが圧倒的な多数のアンケート調査になっても、それは尊重しない場合がある。尊重しない場合というのは、市の方針等と違う結果が出たときには、それは尊重しないということでしょう。わかりやすく言えばそうでしょ。

学校施設等再編整備対策室主幹

アンケートについて再度説明させていただきます。今回のアンケートにつきましては、かなりページ数も多く、ボリュームもございまして、昨日までに、ちょっと難し過ぎるとかいう高齢者の方からのご意見も電話等で頂いているところでございますが、このアンケートの編成方針としましては、当初に説明いたしましたように、できる限り情報を公開して、現状と、その現状に対するメリット・デメリット、そして教育委員会の基本的な考え方をお示しし、その後に、各保護者等のご意見を頂くような形をとっております。その中で、委員が再度言われてますが、例えば、全市的に行っていますので、例としては適切ではないかもしれませんが、二瀬地区につきましては伊岐須小学校・二瀬中学校を存続としております。しかも、大規模改造工事もし、補強工事も実施していますので、飯塚市の中で人口規模の大きい地区の皆様にとってはもしかしたら関心のないことかもしれません。ただし、アンケートの調査方法として、どこにお住まいかということはわかるようにしておりますので、その地域の声は十分にお聞きできるものと思っております。そういうことも踏まえまして二次で、まだ再編整備の決定がなされてない学校の件、再編整備を検討する上での貴重な参考資料とさせていただきたいということで、今回アンケートを実施しております。

永露委員

例えば、小学校・中学校においては一定の、数までもね、少しの枠がありますけども、数も 出しておりますね。ということは、間違いなくいくつかの学校はなくなるということですよ。 なくなるということでしょう。その前提があるわけですね。統廃合という形で、どこかの学校 は必ず、いくつかの学校なくなるということでしょ。その場所からなくなるということでしょ。 これが前提ですね。それが前提でのアンケートですね。

学校施設等再編整備対策室主幹

公共施設等のあり方に関する第一次実施計画の小学校・中学校のページにおいても、例えば 小学校につきましては、ある一定以上の学級数を目指しまして、現在の22校を、13から15校の再編を計画するというふうにしております。この時点で当然、そういう基準を設けた中で学校数を検討しておりましたので、こういういきさつとなっております。今、質問されます ように、目指しますところは変わっておりませんが、今ここで、それだけの数に統合しますということは、私の方からは答弁できませんので、ご理解方お願いします。

委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:50

再 開 10:54

委員会を再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

鯉川委員

私もこのアンケートは今日初めて見たんですけれども、今、永露先輩のほうが縷々質問されましたので、内容については触れませんけれども、かなりこのアンケートというのは反響が大きくて、小中学校に配られて、その後、私のほうに電話が3件、で、一人の方は訪ねてこられました、アンケートについて。電話で、アンケートを見られて、「問3の2はどうですか」とか、いろんなこと聞かれるわけですよ。我々は正直言って何も知らない、そのアンケートって何ですかって。ですから、忙しかったら、一番いいのは課長さんなり課長補佐さんなりが、せめて市民文教委員の皆さんにできれば、こういった内容のものを配布しますよ、とかですね。忙しかったら、レターケースもあるんですよ。レターケースに入れとけば我々見ることができるんですけど、そういったこともなしに市民文教委員にも、委員会に対してもこういったものを、出すことも知らなければ、あらかたおぼろげに、アンケートをされるとこと知ってましたけど、実質具体的に、こういうアンケートをするということは知りませんでした。今、初めて内容を見ました。この辺、もうちょっと親切丁寧に、委員会を立てていただくということはできないんですか。

学校施設等再編整備対策室主幹

言われるとおりと深く反省しております。ご容赦ください。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

永露委員

アンケートについてはもうやめますけれども、これが配られているとは知りませんでした。 これから配るのかなと思ったんです。もう配られているんですね。初めて知りました。そうな んですか。

それとですね、アンケート調査についてはやめますけど、例えば学校再編に関して、いわゆる小中一貫校、もう今計画されて、もう近々建築に入られるんだろうと思うんですけれども、現在もう確定しているのが頴田の小中学校ですけれども、頴田小中学校の、ちょっと不勉強で申し訳ないんですけれども、まず開校はいつなのかですね。それとできれば、建築費用ですね。建築費用についてはどうなんでしょうか。細かいこと言いませんけど、概略、どの程度かかってですね、恐らくこれは合併特例債を使われるだろうと思うんですね。そこら辺の内容とか、大まかな金額で結構なんですが、どのようになっておりますか、お尋ねいたします。

学校施設等再編整備対策室主幹

額田の小中一貫校につきましては来年度に実施設計をする予定にしておりまして、平成23、24年度で建設し、25年4月の開校を目指しているところでございます。予算額については、今から工事等を発注しますので正式なところは申し上げられませんが、25億円程度というふうに考えております。当然のことながら、27年度まで活用できます合併特例債を活用いたします。

永露委員

それも、合併特例債を使うのは当然でしょうけれども、何年だったですかね、あと5・6年ですかね、期間が。27年ということは、あと5年、6年、今年を入れて6年ですね。6年間の、いわゆる使用期限というのがあるんですけれども、ですから、この間にいわゆる箱物は建てなければならんのですね。申請か、建築にかかるか別としても。方向性を出さなきゃならんのですよ。ですから、この学校再編というのがそんなに長いスパンでの話ではないでしょう。当然、統廃合によって、例えば新たなものが必要であるとかいうものが出てくるわけですから。

それについては、当然、この合併特例債を使うわけでしょ。そしたら、先ほど言われた、学校 再編が長いスパンでと言われたけれども、上限があるわけでしょう。期間の上限があるわけで しょ。だから、合併特例債を使うというのは、例えば、どこまでなら使えるのかですね、わか っている人がいたら、ちょっと教えてください。例えば箱物を建てるのに申請を出す、出す時 期であればいいとかね。例えば建築にかからなきゃいけないとか、いろいろあろうと思うんで すが。そこら辺ちょっと、どなたかわかる方がいたら教えてください。

学校施設等再編整備対策室主幹

大変申し訳ございません、財政当局が出席しておりませんが、私の聞くところでは、建設完了までが平成27年までというふうなことでお聞きしております、失礼しました、最終的に繰り越しができますので、繰り越せば28年度中までということなります。

永露委員

としますと、学校再編と合併特例債というのは非常に密接にリンクしますから、ですから、 学校再編の上限は平成27年、遅くとも27年度ということで理解してよろしいんですね。先 ほどは、あなたは長いスパンでと言われた。何も長いスパンじゃないじゃないですか。上限が あるわけでしょう。必ずそういうものの建築が伴ってくる場合がありますので、それから、過 ぎてからの再編で、統廃合で、新しいものを建てますという話は、ないわけでしょう。ですか ら上限は、今のお話しからいくと平成27年度ぐらいまでですね。それまでには、すべての結 論を出さなければならないという理解をしておりますが、それでよろしいんですか。

学校施設等再編整備対策室主幹

現在、小学校・中学校とも児童・生徒数の減少に伴いまして空き教室がかなり増加しております。そういうこともございまして、例えばA小学校・B小学校を統合いたしましても、100%そういうような工事が必要という学校ばかりではございませんし、逆に、そういう学校のほうが多いところでございます。当然、地理的な問題等で別の敷地に建て替えとかいうことも検討する必要がある学校もございますので、そういう学校につきましては合併特例債を活用したいと考えておりますので、それまでには決定すべきものだというふうに思っております。

永露委員

そこでお尋ねいたしますが、今、学校の再編という、具体的に言うと統廃合になるんですけれども、学校の統廃合というのはこれから取り組むわけです。で、課長、何のために学校を再編するんですか。「金のため」なんか言わんでくださいよ。

学校施設等再編整備対策室主幹

今のご質問は、以前、特別委員会で永露議員のほうからご質問を受けたと記憶しておりますが、そのときにも答弁いたしましたが、現在の飯塚市の教育状況を考えますときに教育環境の改善というのが大きな目標の一つだと考えております。そのため、いろいろアンケートの中にも書いてありますが、複式学級の是非とか、一つの学校に1学年だけしかない学校の是非とか、そういうものも含めてですね、一番最善な、子どものために、加えて言うなら地域のシンボルとしての学校という位置付け等もございますので、そういうものも含めながら、子どものために教育環境を改善することを目標としております。

永露委員

今言われたことが本当に主なんですよ。でも、今日頂いた資料の中にもですね、「参考」とかいってね、「経費的な面から」とか、わざとらしく書いてあるんですね。だから、例えばこれから各校区ごとの説明会とかいうことも恐らく出てくるだろうと思うんです。そういう中で、これを言ったら駄目ですよ。銭金の話をしたら絶対だめですよ。口が裂けても言ったら駄目ですよ。あくまでも学校再編は子ども達のためにやるんだ、と。子ども達のために、こういうプラスの面があるから学校再編をやらなきゃならないんだ、そういうことを絶対言わなきゃ駄目ですよ。金の話なんか出てきたら、金と子どもをてんびんにかけるのかという話になりますから、

絶対駄目ですよ。参考のために。

学校再編についてはもう、ちょっとそれでやめときます。また行います。それと、これ、去年の新聞ですかね、その新聞にも出ておりましたけれども、教職員の休職ですね、休み。病気休職というのがかなり大きく取り上げられております。病気休職がここ10年くらいで相当増えてきておる、いわゆる右肩上がりだというふうに述べられておりました。10年前の3倍になったということです。そのうちの6割が、いわゆる精神疾患、例えばノイローゼとか鬱とか、そういうものだろうと思うんですけれども、6割が精神疾患での休職だというふうに言われてるんですね。恐らくこれは全国規模だと思うんですけれども、恐らく飯塚市においても、これと似たような結果が出ているんじゃないかと思うんですが、細かい数字は要りませんけれども、飯塚市の現状はどのようになっているのかお聞かせください。

学校教育課長

飯塚市におきましては、平成19年度から21年度におきまして、多い年で教職員の約1%、 少ない年で0.6%、今ご指摘の休職者の数でございます。全国の傾向と同様に、全体の休職者 数の半数以上が精神疾患を原因とするものでございます。

永露委員

飯塚市の場合も同様の内容だということを理解できるんですね。それで、例えば、それだけ多くの休職者で、その中でも5割以上、6割ぐらいの方が精神疾患での休職ということです。これは、放っておけないと思うんですよね。その原因については、まあ、いろんな原因があろうと思うんですよね。単発的な原因だけではなくて、複合的な要因が重なってのものだろうと思うんですが、その原因の主たるものはどのようなものだとお考えでしょうか。

学校教育課長

本市におきましては、ここ数年、その原因によります休職者の多くが40歳過ぎの働き盛りの年齢にあるものでございます。原因といたしましては、学級経営がうまくいかない、もしくは子どもや保護者との対応に苦慮する、そのことに起因しまして、教師として自信を失うというものでございます。

永露委員

今、課長が、その大部分がだいたい四十代の教師だと言われております。なぜ、四十代の教師にそういうものが現れるのか、精神疾患等が。恐らく、学校現場における様々なストレスとか、いろんなものがあるんだろうと思います。四十代に多いということをどのように分析されてありますか。

学校教育課長

二十代、三十代までは若さと元気で子ども達と接することができますし、また周りの保護者や周りの教職員も、若い教師を支えようとして組織的に動きます。しかしながら40歳を過ぎますと、それぞれの学校においても通常、学年主任でありましたり、各主事を担うなどの学校の中心的役割を期待されるようになります。学級経営や授業も当然うまくいって当たり前だという見方もされます。そのような重圧に耐え切れないという現状だと分析をしております。

永露委員

一般的に言われますけれども、学校の先生が忙しすぎるという言い方をされます。課長も現職されてありまして、ご経験だろうと思うんですが、何が忙しいんですか。何が忙しすぎるんですか。本来の職務だけならそうでもないと思うんですよ、本来の職務だけなら。しかし、それ以外のことが非常に多いというふうに言われておるんですね。だから、客観的には理解できるんですけれども、私たちはその現場を知りませんので。課長はよくご存知のはず、経験もされていると思うんですが、何が忙しいんですか。

学校教育課長

まずは、この10年余り、学校に期待される教育の内容も多種多様化いたしました。以前は

学級経営と通常の教科指導と、そして学校における校務分掌というように端的に区分ができましたが、現在では、いわゆる環境教育ですとか国際理解教育ですとか、諸々の何々教育と名するものだけでも十種類に近いものがございます。それぞれを意図した教育活動をどう展開するかということで、各学校に校内研修や自己研鑽も教育員会のほうから提供したり指示していることが、一つの学校の多忙を招いている要因でございます。

もう一点が、保護者のニーズが多様化しておりまして、集団の中で我が子がどうかという観点から意見や要望を出されるのではなく、自分の子どもにとってどうかという観点からの意見や要望が多く出されるようになりまして、その相談や苦情対応に追われるというところが、教師が多くの時間を割いている現状でございます。

永露委員

いわゆる、俗に言う保護者対応ですね、それも十分理解できます。ただ、それについては即座に改善するということはなかなか難しい。相手あってのことですから。それをするなとか受け付けないとかいうことについては、非常に難しい問題だろうと思うんです。

ただ、本来の教師としての職務以外のところで、私もPTAに関係しておりましたんでわかるんですけれども、例えば国とか県とかの何とかモデル校とか研修とか、そういうことで非常に時間・労力をとられるというのが多いと私は思ったんです。ですから、例えば国とか県とかから何か教育委員会に下ってきて、何か学校で研修をしろとか、例えば個人的に何か出せとか、そういうことは、やめようと思えばやめられると思うんです、ものによっては。

ですから、今の市の教育委員会として何か仕事を軽減させることはできると思うんですよ、 やろうと思えば。それは何かありませんか。例えば、教育委員会としても、この部分について はもう負担をかけまいとか。それは、やったほうがいいということはわかりますけれども、それと引き換えに本来の教師としての職務が損なわれることのほうが多いんですよ。やらないよりやったほうがいいと思うけれども、それによって失うもののほうが私は多いと思うんです。 ですから、そういうものがあれば、それは省くべきだと思うんですよね。省いてやるべきだと。 負担を軽減させてやるべきだと思うんですよ、教師に対して、あるいは学校に対して。それは、 やろうとすればできることがあろうと思うんですけれども、 ありませんか。

学校教育課長

永露委員

まず、研修や研究指定委嘱の調査研究及び発表会の件ですが、教師は研修・研鑽を積むことが必要ですから、このことは今後もぜひ市の研究指定委嘱や国・県の研究指定委嘱は飯塚市の小・中学校、積極的に手を挙げ取り組んでいくことは、推進していきたいと思います。本市の研究指定委嘱につきましても、国・県の同様な研究につきましても、近年では多くの書籍を提出させたり、研究発表会の機会を何回も設けさせるようなことはあっておりません。研究計画書の提出と予算の執行の報告書及び研究の実績報告書の提出のみでございますし、研究発表会そのものも学校の実情に応じて実施するようになっておりますし、以前は1日かけて発表を行っておりましたものが午後から半日程度の発表というようにして、研究研修において教師の多忙化を増しているとは考えがたい現状でございます。

ただ、質問者おっしゃるとおり、学校の教員の事務の煩雑化を少しでも減少させたいという 思いは私どももありましたので、本年度、これまで職免研修の報告を教育員会に上げさせてお りましたが、校長決裁として学校の中で事務の流れを簡素化いたしますとともに、修学旅行の 引率の申請願いというものも、複数枚資料を提示させておりましたが、学校の実情に応じて判 断するものというように事務の簡素化、効率化については努力をしているところでございます。

例えば、市の教育委員会として、今言われますように教師に対する事務の煩雑さを軽減させる、できるもの一つでもいいです、一つでも二つでもいいですから、できるだけ軽減させる方向で検討してください。検討してくださいと言っても、課長もいなくなるんでしょうから、教

育長、いかがでしょうか。教育委員会としてできるものについては、極力、少なくしてやる、 負担を。そういう方向でやっていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

教育長

おっしゃるとおり、教師が本来の仕事といいましょうか、子ども達にしっかりした教育をするということがベースであることは間違いありません。それ以外の仕事についてはできるだけ軽減できる方法ということで、日々、仕事の中でも検討しておりますし、これから先も検討していきたいと思っております。

永露委員

ぜひ、お願いいたしますそれについては終わります。

それと、これは生涯学習課のほうになろうと思うんですが、最近いただきました行財政改革の見直しですかね、その中で、1番目に中学生の海外研修事業の見直しということで、その内容については概略書かれておりますが、これは検討委員会の答申みたいなものでしょうけど、答申があったんだろうと思うんですけれども、だからその中で、この中学生の海外研修の見直しについて、少し具体的にですね、どのような討議・討論が行われて、見直しについてはこの方向で行くというふうに決まったのか、少し私も関心がありますので、お示しください。

生涯学習課長

飯塚市中学生海外研修事業については、海外でのホームステイを通じて異文化に接することにより、英会話と外国の生活、習慣、文化、考え方の違いなどを実際に体験できる貴重な事業であり、中学生にも与える影響も大きく、必要な事業と考えております。

しかし、対象生徒数に対する募集者の割合や、一般家庭においても昨今の経済事情の悪化など本事業に対する負担は決して少なくないことから、生涯学習課といたしましてもその点は大きな課題であると考えております。このような状況に鑑み、多くの中学生が参加・体験でき、保護者の負担が少なく事業費の軽減につながる海外研修事業として見直すことができないかの検討を行ってきました。21年度、検討したんですが、残念ながら現時点においては内容、研修先について結論を出すまでには至っておりません。

今後、海外研修での事業と合わせ、例えば市内在住の外国人やその家族を活用した国際交流、コミュニケーションの育成など総合的な人材育成事業として、国内での研修が可能かどうかについても学校や関係各課などの意見を聞きながら、平成22年度中には結論を出していきたいというふうに考えております。

永露委員

この海外研修事業につきましては、平成3年に私が条例を提出したんです。皆さん方が作って出したものでも何でもないんです。我々議会側が、私も全国いろいろ視察に行きまして、そして自分で条例案作って平成3年に提出して、当時は非常に金利が良かったものですから、1億円積み立てて、その果実で運用するということで、当時は5、600万円あったんですかね、果実が。ですから、それで運用、まあ、現在ではもう対象になりませんけども、当時あったんです。ですからその果実で運用するということで、私が条例案を提案したんです。かなりの反対がありましたけれども、無事に満場一致で提案できたんです。ですから、それだけに私、非常に関心があるんです。自分の子どもみたいなものですから。これを全く知らない間に、こうして内容を変えるとかいう形でのこういう報告がね、見て非常にびっくりしたんですけれども、それは時代において変わることもあり得ましょうけれども、少しは報告ぐらいしてよろしいんじゃないですか。いかがですか。

生涯学習課長

検討における過程の中で、先ほども申しましたが、中学生を対象にしておりますので、中学生、1年生から3年生、3千名近くの中学生がおります。それに対する募集人員が25名ということで、非常に参加者数の割合が少ないということ、それと先ほども言いましたが、個人負

担については3割を頂くようにしております。現在、オーストラリアで研修している事業費については、一人当たり40万円程度かかっており、個人負担が約12万円、それと、渡航にかかる様々な費用も合わせると、それぞれ参加するご家庭の負担というのもかなり高額になってきている、このような状況から、研修本来の目的を損なうことなく、研修先なり研修内容、研修日数について検討を21年度、重ねてきたという事情がございます。

永露委員

内容についてお尋ねしたわけでもありません。ですから、これは当初言ったように、皆さん方が条例作って出したものでもないんですから。議会が条例を作って、議員提案で出したんです。そういういきさつがあるんですから、それはあなた方の勝手で変えようと思えば変えられるでしょう。例えば廃止しようと思えばできるんでしょうけれども、そこにはやはり議会に対する配慮があってしかるべきではないんですか。ということを申し上げたんです。それは結構です。

私はこの条例を提案したときに、行き先もアメリカということでやったんです。なんでアメリカに、ということにしたのかというと、結局、こんな小さなね、小さなというと失礼ですけど、日本は島国ですから、もう少し大きなところをね、中学生ぐらいの多感な時期にそういうところを見るということが、大きな目的だったんです。別に、英会話がどうとか、そんなことは関係ないんです。そういうところをそういう時期に見るということが、非常に子どもの将来にとって私はプラスになると思ったから、アメリカということにこだわってやったんですけれども。治安の問題等も当時言われまして、オーストラリアに変更になって、これまできておるんですよ。

私は、アメリカにこだわったというのは結局、変な言い方すれば昔から、戦前からこういう事業が例えば行われておったら、私は戦争はなかったと思っておるんです。こんなこと言っても始まらんと思いますけどね。戦争なんかなかったと思う。だから山本五十六も絶対に反対したでしょう、当初。彼は外交官でアメリカを実際に見てきておりますから。その工業力とか国の力というのをわかっておりますから戦えないということで反対したんです。ですから、そういうことも含めて、私はそういう大きな国を見てほしいということでこの条例を提出したんですけども、それも今言いましたように時代の移ろいがありましょうから、そればっかりもいかんところも出てきましょうから、それはそれでいいんですけども、これは議会の議員提案でなされたということを理解していただいて、そして、そのことに対してもう少し、変えるなら変えるで結構ですけども、もう少し丁寧な説明をぜひこれからもありうることだろうと思いますけども、ぜひやっていただきたいということだけ要望しておきます。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

松本委員

ちょっとお尋ねをいたします。このアンケート用紙にも出てきますが、学校の統廃合、近いところはやっていかれるんだろうというふうに思います。それで、一貫校というのが統廃合ができない場合、どう考えてあるのかなと、これから飯塚市が新しい学校を建設をするというときには一貫校を視野に置いてされるのかなと、これちょっとざっとの話なんですが、見させてもらった中では、私はそう感じました。それで、そういうふうな方向なんでしょうか。教育委員会の中でも、その一貫校についてまだまだ論議というか、私が傍聴させてもらった時はそういうにニュアンスが強かったんですが、今後飯塚市が目指そうとしているのはそういったことなのかどうなのか、そして、このアンケートを小学校に上がられる幼稚園の保護者も対象にということですが、その一貫校を目指しておられるのであれば小中だけじゃなくて幼稚園も踏み込んだ、組み込んだところでも、そういった一貫校の思いが、飯塚市はこういうことでやっていくんだということがあればですよ、そういったことも考え合わせられるのではないのかなと

いう気がするんですが、教育委員会として今後、飯塚市が目指す学校の再編のあり方の中に一 貫校というのを重視しておられるのか。最終的には考えていますよというのがあるのかないの か。お尋ねをしたいと思います。

学校教育課長

今、子どもたちの学校での生活の状況や学習の状況、それから子どもたちを取り巻く家庭地域の環境、それらを細かに分析しまして小中の一貫教育を行うことが今後、本市にとって必要であるというように、教育委員会は考えております。それで現在も頴田は建物も1つになる小中一貫校、建て替えの機会がありましたので、としてぜひお願いしたいということを教育委員会としても打ち出しをしておりますが、現在それ以外で学校が離れているけれども、そして中学校が1校で小学校が2校というような学校についても小中一貫校教育は進められるということで、現在、市内12中学校区のすべての小学校、中学校がこの小中一貫教育やもしくはそこまでまだたどり着かなくてもどの部分で連携できるのかということについて、既に取り組みを進めているところでございます。

松本委員

そうしますと、飯塚市の将来の学校像というのは小中の一貫を目指してあるというふうな思いで理解してよろしいんですね。そうしますと、その小中の一貫がどうしてもやっぱり今の子どもたちに必要なんだよという部分にすればですね、今言うように、じゃ幼稚園はどうなんかというような、そこまで一気にできませんけれども将来的には考えてますよとか、考えてませんよとかあるのかもしれませんが、そこまでは考えておられないのかなという気がするんですが、そういったことはどうでしょうか。

学校教育課長

まずは幼小中ということも当初考えはしました。しかしながら、小学校学区制を小学校、中学校はとっておりますから、この小学校に行った子ども達は基本的に、そして、ほとんどの子どもがこの中学校にいきますよというような流れに小中学校はありますので、一貫教育は実施できますが、幼稚園につきましてはどこどこ幼稚園に行っておりましても、行く小学校は様々でございますので、一貫教育というのは難しゅうございます。しかしながら、小学校、中学校は一貫教育を実施し、今後就学前の子ども達については飯塚市の子どもたちは、生活規範はここまでは、そして学習に向かう態度や姿勢はここまでは、というような教育目標を設定し、それに応じた活動ができるように考えていかなければならないとも併せて考えておるところでございます。

松本委員

今、課長、いみじくもおっしゃいましたが、今、保護者の中では、お母さん方はやっぱり幼稚園から小学校に行くのに私立の幼稚園であればどこどこ小学校、まあ、うちでありますと飯塚小学校なんですが、前は和光幼稚園から飯塚小学校で一中というのが路線だったんですが、今はもうほんとに和光幼稚園も人数が少ないようでございます。ですが、やはり飯塚小学校に通わせる保護者としたら近畿だとかひまわりだとかですね、いろんなところから、なんかお友達が少ないんですよねというご心配もあるのもこれ事実です。やっぱり小学校、中学校と一緒で幼稚園から小学校に上がるという部分からすると、保護者としては、そういう懸念を持ってあるお母さん方もたくさんいらっしゃいますので、今後それは課題で、飯塚市としては、小学校、中学校の一貫というのは視野に置いていいというご答弁だったかなとそのように理解をいたします。

それともう一点、通学路、距離ですかね。小学校であれば4キロ、中学であれば6キロという明記がなされておりますが、飯塚市でも残そうとさっきもお話がありましたが、ここはもう存続をするよと、残すよという学校がもう決まっている学校があるわけですね。そこに、コンパスを置いて4キロの場合どうなのか、6キロの場合どうなのか。遠ければスクールバスを出

しますよと、単純な発想といったら悪いんですが、遠ければバス出しますよということなんで しょうが、そういった所にコンパスをあてて4キロだとか、6キロだとかいうようなことの中 で教育委員会の中で、論議がなされたんでしょうか。その辺はいかがですか。

学校施設等再編整備対策室主幹

通学距離、通学方法についても、当然のことながら教育委員会事務局、教育委員会委員の皆さん方も含めまして、いろんな議論をしております。今、コンパスと言われましたけども、当初はそれこそ図面にコンパスをひいて何 km かなということで考えてたんですけど、実際歩く距離は違いますので、実際に歩く距離を、今、インターネットで、歩いて行ける距離というのが出るようなシステムがございますので、そういうのも活用しながら、実際、2 km だったら例えば飯塚小学校から2 km 歩いていったらどのくらいだろうかというのは全部調べさせていただきました。その中で例えば、小学校を統廃合するときに、一番遠い子はどのくらいになるだろうか、そういうことも考えながら、当然、統廃合を検討する上で参考にしたいということで、今までも議論しております。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

おはかりいたします。本件は掘り下げた審査をするということで、継続審査といたしたいと 思います。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本件は継続審査とすることに決定いたしました。

次に、「学校給食について」を議題といたします。「学校給食費滞納に関する支払い督促(法的措置)について」執行部の説明を求めます。

学校給食課長

学校給食費滞納に関する支払督促(法的措置)の経過についてご報告いたします。

昨年12月14日、飯塚簡易裁判所に給食費の滞納世帯に対する法的措置であります支払 督促の申立を行っております。この制度は民事訴訟法による手続きであり、貸し金・立替金・ 賃金などを相手方が支払わない場合に、申立人の申立に基づいて裁判所書記官が行う手続き であります。

今回の措置は、これまで再三の督促にも関わらず、支払に応じなかった世帯に対して、最終催告書として法的措置を執る旨を書いた督促書を10月末に送付した後、約1ヶ月ほどの猶予期間を設けて裁判所へ支払督促の申立を行っております。その対象は54世帯、滞納費の総額では、1220万ほどとなっております。

裁判所からの支払督促の書面を受け取られた後の状況としましては、ただちに完納した世帯が4件、一部納入され残りを分納誓約に応じられた世帯が4件、この8件については、申立の取り下げを行っております。これまでのところ、裁判所から支払督促書の書面を受け取られて、裁判所へ意義を申し立てられた世帯が18件ございます。これは全て分納による支払に応じるとの異議であり、支払拒否の異議は一件もありません。

ただし、この支払督促の措置は、裁判所に対し例え分納により支払に応じるものであっても、異議の申立とみなされ訴訟へと移行し、これから飯塚簡易裁判所において、裁判官により給食費の支払いについての裁判を行う事となります。このため訴訟へと移行した18件について、速やかな解決をはかるために専決処分とさせていただき、3月定例議会には専決処分の承認議案として上程させて頂く予定でございます。

また、このほかでは、支払督促申立書を受け取って、2週間の異議申立の期間内に、何の 応答の無い世帯が23世帯あり、この世帯については、仮執行宣言付き支払督促書を再度送 付し、異議の申立が無ければ差し押さえ等の強制執行の措置を執ることができる債権となり ます。ただし、仮執行宣言付き支払督促書を受け取られた後、2週間以内に、分納による支払等を含む異議を裁判所へ申し立てられた場合は、前段の18件と同様に訴訟へと移行し裁判となります。残る件数、5件については、裁判所からの一回目の支払督促の申立が不在のため届かず、更に休日指定の送付を行っても届いてなく、生活実態を調査するように裁判所から調査票が送られており、確かに生活実態がある旨の報告書を裁判所に提出し、再再度、書留郵便にて支払督促書を郵送することで、みなし送達、つまり受け取ったと同様の取り扱いとなり次の段階へと進めることができます。

この様な手続きを何度も繰り返すことから、訴訟への移行が増え、専決処分の件数が3月 定例議会までの間に増える事も考えられますのでよろしくお願いいたします。また、この支 払督促の手続きに係る費用については、全て相手方に請求する事ができ、一括納入及び一部 分納された8件については、すでに支払っていただいております。

以上 簡単ではありますが、昨年12月に行いました給食費の法的措置(支払督促)のこれまでの経過についてのご報告させていただきました。

委員長

説明が終わりましたので、ただ今の説明に対する質疑を含め、全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

佐藤委員

値上げしたときにですね、どうしてもこの滞納ということが問題になっていたので、一歩前進したと思います。まだまだやはり、98%ですかね、収納率が。やはり100%に少しでも近付けるように努力していただきたいと思っております。

それでは、値上げしてから約1年間たつんですけれども、いろいろな声が、今、私のところに入ってきています。学校給食課としては、値上げして、子ども達、保護者の反応はどうあると考えてありますでしょうか。

学校給食課長

4月の当初のお話でお答えしたと思いますが、値上げに伴いましていろんな副食を使えるようになり、デザート類も付けることが可能となっております。さらには1月より、米飯給食に関わる30円の差額の問題等もございまして、さらにもう一歩、子ども達たちが喜んでもらっている給食が今、提供できているというふうに考えております。

佐藤委員

確かにそのとおりですね。保護者の集まる場に行きますと、保護者は子ども達が学校から帰るときに喜んで帰ってくると。ミルメークが今月何回付いたと。ただ、旧郡部に関しては、これが当たり前だったんですね。もとに戻りつつあるっていうことは認識しといてください。それだけ、合併のときの値段設定、それと、そういうことで不平等が生じていた、給食の質が下がったと保護者は認識していますから。で、この前も穂波地区の小学校なんですけれども、筑穂牛の牛丼が出るということで、子どもが朝から喜んで学校に行っていたと。そこまでやっぱり、給食っていうものは子どもに対する影響力が強いということは認識してほしいと思います。

ただ、そういう反響が良かった、そこを実感されてあるんであれば、そういうことを興味がある保護者は知ってると思うんです。興味のない保護者もいると思うんです。その方も給食費を払われてるんです。その方に伝えるために、そういう給食のことを、食育通信出すなり、いろんなことをしたいと言ってありましたけれども、どういうふうに知らせる方法をされたのか、お聞きいたします。

学校給食課長

今、質問者が申されました食育通信というのは、毎月必ずお出ししております。また、1月の29日に学校の給食主任の先生と父兄が、参加者は少なかったんですが、給食に関するお話、研修会を催しております。また、その中で、今年、栄養教諭として初任者研修を行った二人が、

実践の発表をいたしております。それと、飯塚小学校のほうで実践発表の一例として、6年生が学校給食のメニューを各クラスで、各班、6班に分けて考えておりまして、それを12月に学校給食のメニューとして実際に取り組んでおります。それを、市のホームページ等でお知らせしておるところでございます。

佐藤委員

確かに私はこういう仕事をしてるから、頑張られてるということはわかります。ただ、一般の保護者の方にもっともっとアピールしていかないといかん。この前みたいに請願が、給食のことでありました。興味を持ってある保護者が多いということ、これを利用してね、もっともっとアピールしていっていただきたいと思っております。

今度は市のPTA連合会のほうで給食試食会がありますね。そのときに、こういうこともアピール、ぜひしなければいけないと思いますけれども、そのほかに何か学校給食課として試食会にテーマを持って臨まれることがありますでしょうか。お聞かせください。

学校給食課長

試食会の席上、お願いということになると思うんですが、PTA会としても食べ残しの減少、 それと給食費の滞納を減らすような雰囲気づくりをお願いしたいと思っております。

佐藤委員

それだけですか。私は、センター方式のところ、自校方式のところ、庄内の民間委託のところ、自校方式の民間委託のところに行くんですね。せっかくであるならば、市が目指している民間委託について、もっと保護者に理解を得るべき場所に、私はそれを第一に持って臨んでほしいと思ったんですけれども、それはないんでしょうか。

学校給食課長

今、質問者が申されますとおり、そのように考えております。もちろんそのようにお願いしながら、学校給食の質の向上に努めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

佐藤委員

これは必ずやっておかないといかん。私は遅過ぎると思うんです。 2月から 3月にかけてでしょう。役員さん、4月に変わるんですよ。やっぱりそこを知らせるとともに、来年に引き継いでもらう仕事までしなきゃいけない。どうせ考えてもらわないといかん。保護者の人たち、今、大半の方が、民間委託自体がどういうものかわからんということから入ってありますんで、そこをきちんと説明して、値上げの時みたいに混乱を来さないようにですね、保護者一人一人に、民間委託はどういうものですよ、市としてはどうしたいんですよということを示していただきたい。来年 4月にまた新役員になるんですから、そこを通じて一人一人のPTA、保護者に伝わるように努力していただきたいと思います。これは要望しておきます。

それと委員長、給食に関して本件の調査は私が言い出したんですけれども、当初の私の目的でありました30円の問題もクリアしてます。多分、新年度予算にも付くと思います。小さいところはあるんですけれども、滞納に関しても努力されているところが見えますので、できれば委員会として、本件の調査を、要望するなりして、私は終わることも委員会の一つの役目だと思っております。決めて2年間引っ張ってずっとするのも一つでしょうし、本件の調査については、こういうふうに結果が出ました、今後も努力されたい、と言って調査終了することも一つだと思いますので、ご検討のほど、よろしくお願いいたします。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

田中委員

先ほどの滞納の、法的措置の支払い督促の件につきまして、ちょっと確認をさせていただき たいんですが、54世帯の1220万円ということだったんですが、これを単純に平均しまし たら、一人あたり22万6千円ぐらいですよね。で、これを平均4千円の給食費で割りましたら、4.7年間ですね。ずっと滞納され続けていたということですが、この中で多い世帯、少ない世帯あると思いますけど、最高でどのくらいの金額になっているんでしょうか。

学校給食課長

複数に子どもを持ってらっしゃる方で、最高額で90万円を少し超えているところがございます。

田中委員

じゃあ、この54世帯の方だけが滞納されているということではないんでしょ。まだいらっしゃいますね。で、今回法的措置をされたこの54世帯に対しましては、どこを基準に法的措置に踏み切られたのか。この点はいかがでしょうか。

学校給食課長

合併いたしまして、滞納の金額が平成18年度以降で10万円を超えた方に対し、過年度に ついても一緒に請求させていただいております。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

おはかりいたします。本件は掘り下げた審査をするということで、継続審査といたしたいと 思います。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本件は継続審査とすることに決定いたしました。 以上をもちまして、市民文教委員会を閉会いたします。おつかれさまでした。